

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人に認定に関する法律（平成18年法律第19号）第5条第13号及び定款第20条第1項並びに定款第37条1項の規程に基づき、公益財団法人アルカンシェール美術財団の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

## (報酬の種類及び通勤手当)

第2条 役員等の報酬は、定款の規定に基づき支給しない。ただし、定款を変更し、役員等に報酬を支給する場合は、以下の条項に従い支給することが出来る。

- 2 役員等に報酬を支給する場合には、本規程に基づき、本給及び通勤手当を支給することができる。

## (報酬の支払方法)

第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

## (報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の月額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、前日に支給する。

## (報酬の決定基準)

第5条 役員等の報酬は、原則支給しない。ただし、役員等の報酬を支給する場合は、以下の方法により支給することが出来る。

- 2 理事の報酬は、定款を変更のうえ、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。
- 3 監事の報酬は、定款を変更のうえ、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、監事の協議によって決定する。
- 4 評議員の報酬は、定款に定められた総額の範囲内において、具体的な支給額は評議員会で決定するものとする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当を支給する場合には、人事制度運用規程第24条に規定する通勤手当の支給要件に該当する者の例に準じて支給する。

(特別手当)

第7条 特別手当(賞与、業績給)は、支給しない。

(日割計算)

第8条 新たに役員等になった者には、その日から、役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

2 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

3 日割の報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として出勤した日数を日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げて支給するものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。